

社会福祉法人みかり会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みかり会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等（理事、監事及び評議員）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 当法人において常時勤務している役員等（以下、「常勤役員等」という。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 常勤役員等以外の役員（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬及び慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 退職手当及び慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 当法人の理事に対する報酬等は各年度の総額が 5,000 万円を超えない範囲とする。ただし、退職手当を除く。
- 4 当法人の監事に対する報酬等は各年度の総額が 100 万円を超えない範囲とする。ただし、退職手当を除く。

(常勤役員等の報酬等の額)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定める範囲内でそれぞれ支給するものとする。なお、各理事への支給額については、理事会において決定する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第16条の規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬別表4、慰労金については別表4-2に定める額とする。

- 2 理事会及び評議員会等への出席の他、法人及び施設業務のために出勤した場合の交通費については、職員旅費規程に基づき、実費相当額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。なお、役員等報酬に係る賞与は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 15 日とする。
- (2) 賞与については、毎年 8 月及び 12 月並びに 4 月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した当月の末日で締め切り翌月 15 日に支給する。
- 3 退職手当及び慰労金については、評議員会において議決後、遅滞なく支払うものとする。
- 4 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込みとする。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成 29 年 6 月 16 日 定時評議員会議決後より施行する。
この規程は、平成 30 年 6 月 15 日 定時評議員会議決後より施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 19 日 定時評議員会議決後より施行する。
この規程は、定時評議員会議決後、令和 3 年 6 月 1 日より施行する。

別表1 常勤役員等の報酬（第3条関係）

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 1,000,000 円
運営専務	月額 850,000 円
理事	月額 500,000 円

別表2 常勤役員等の賞与（第3条関係）

7月の賞与（8月支給）	報酬月額× 0.7 か月分
11月の賞与（12月支給）	報酬月額× 0.7 か月分
3月の賞与（4月支給）	報酬月額× 1.1 か月分

別表3 常勤役員等の退職金算定式（第3条関係）

最終報酬月額×在任年数×係数

- ※1 上記係数は、理事長2、運営専務1.5、理事1とする。
- ※2 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる
- ※3 在任中に特に功労のあった役員等に対しては、評議員会の決議により、この規定で定める支給額の他に特別加算金を支給することができる。
- ※4 退職手当の上限は、特別加算金を含め、各年度の総額が5,000万円を超えない範囲とする。

別表4 非常勤役員等の報酬（第4条関係）

(1) 評議員

職務	日額（源泉所得税控除後）
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(2) 理事

職務	日額（源泉所得税控除後）
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(3) 監事

職務	日額（源泉所得税控除後）
監事監査等への出席	20,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

別表4-2 非常勤役員等の慰労金（第4条関係）

	1期以上	2期以上	3期以上	4期以上
(1) 理事・監事	30,000円	50,000円	70,000円	100,000円
(2) 評議員				

※1 理事・監事2年/期、評議員4年/期

※2 上記慰労金は源泉所得税控除後の金額とする。

別表5 職員給与との併給（第5条関係）

1. 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000円
運営専務	月額 340,000円
理事	月額 200,000円

2. 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	年次報酬等合算上限額
理事長	合算上限年額 20,000,000円
運営専務	合算上限年額 15,000,000円
理事	合算上限年額 8,000,000円